



金 沢 市 公 報

号外第5号の7

平成29年(2017年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
●議会規程		○金沢市ガス工作物保安規程及び金沢市簡易ガス工作物保安規程の一部を改正する規程 (") 13
○金沢市議会事務局処務規程の一部を改正する規程 (議会事務局)	1	○金沢市ガス工事人の承認等に関する規程の一部を改正する規程 (") 14
●公営企業管理規程		●公営企業訓令甲
○金沢市企業局の組織及び分掌事務規程の一部を改正する規程 (企業総務課)	2	○金沢市企業局自家用電気工作物保安規程の一部改正について (企業総務課) 15
○金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (")	3	●公営企業告示
○金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程 (")	4	○金沢市ガス供給条例及び金沢市ガス供給に関する規程の実施に関する要綱及び金沢市液化石油ガス供給条例及び金沢市液化石油ガス供給に関する規程の実施に関する要綱の一部改正について (企業総務課) 16
○金沢市ガス供給に関する規程及び金沢市液化石油ガス供給に関する規程の一部を改正する規程 (")	4	
○金沢市ガス警報器貸付規程の一部を改正する規程 (")	13	

議 会 規 程

金沢市議会事務局処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年3月31日

金沢市議会議長 黒 沢 和 規

●金沢市議会規程第1号

金沢市議会事務局処務規程の一部を改正する規程

金沢市議会事務局処務規程(昭和44年議会規程第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号を次のように改める。

(1) 局長の県内出張命令及び課長の出張命令(外国旅行命令を除く。)に関すること。

第6条中第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 行政情報の公開等の可否の決定に関すること。

第6条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 課長の休暇その他のサービスの許可又は承認に関すること。

第7条第2号中「市内出張命令」を「出張命令(外国旅行命令を除く。)」に改め、同条第3号中「、欠勤、その他」を「その他」に改め、同条中第7号を削り、第8号を第7号とする。

第8条の表中

	7 議員の出張に関すること。 8 議員共済及び公務災害補償に関すること。 9 職員の任免及び服務に関すること。 10 職員の給与に関すること。 11 職員の福利厚生、研修及び出張に関すること。 12 議場及び議会関係各室の維持管理に関すること。 13 議会の傍聴に関すること。 14 物品及び自動車の管理に関すること。 15 例規の制定及び改廃に関すること。 16 他課に属しないこと。	を
--	--	---

	7 政務活動費に関すること。 8 議員の出張に関すること。 9 議員共済及び公務災害補償に関すること。 10 職員の任免及び服務に関すること。 11 職員の給与に関すること。 12 職員の福利厚生、研修及び出張に関すること。 13 議場及び議会関係各室の維持管理に関すること。 14 議会の傍聴に関すること。 15 物品及び自動車の管理に関すること。 16 例規の制定及び改廃に関すること。 17 他課に属しないこと。	に
--	---	---

改める。

第9条中 「(2) 議会の傍聴に関する文書」 を 「(2) その他比較的軽易な文書 1年保存」 に改める。
 「(3) その他比較的軽易な文書」 (1) 議会の傍聴に関する文書
 (2) その他軽易な文書 」

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市企業局の組織及び分掌事務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年3月31日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

●金沢市公営企業管理規程第6号

金沢市企業局の組織及び分掌事務規程の一部を改正する規程

金沢市企業局の組織及び分掌事務規程（平成23年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「配水係 施設整備係 浄水係 水質係 施設管理係」を「配水整備係 配水管理係 浄水整備係 浄水管理係 水質係」に改める。

第8条の表中

上水・発電課	庶務係	1 電気の卸供給に関する事項 2 課の庶務に関する事項 3 他係に属しない事項	を
	配水係	1 配水調整及び県水受水に関する事項 2 配水施設の運転及び維持管理に関する事項 3 かんがい用水の補給に関する事項 4 工業用水道事業に関する事項	
	施設整備係	1 浄水施設の建設及び改良に関する事項 2 水力発電の調査及び研究に関する事項 3 発電事業及び水道事業に係る水資源の総合運用に関する事項	
	浄水係	1 浄水処理に関する事項 2 取水施設及び導水施設の維持管理に関する事項 3 浄水施設の運転及び維持管理に関する事項	
	水質係	1 原水、浄水、配給水等の水質検査に関する事項 2 水処理技術の調査及び研究に関する事項	
	施設管理係	1 取水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設の保守に関する事項	

上水・発電課	庶務係	1 電気の卸供給に関する事項 2 水力発電の調査及び研究に関する事項 3 課の庶務に関する事項 4 他係に属しない事項	に
	配水整備係	1 配水施設の改良及び保守に関する事項 2 配水区域の設定及び変更に関する事項	
	配水管理係	1 配水調整及び県水受水に関する事項 2 配水施設の運転及び維持管理に関する事項 3 かんがい用水の補給に関する事項 4 工業用水道事業に関する事項	
	浄水整備係	1 浄水施設の計画及び建設に関する事項 2 取水施設、導水施設及び浄水施設の改良及び保守に関する事項 3 発電事業及び水道事業に係る水資源の総合運用に関する事項	
	浄水管理係	1 浄水処理に関する事項 2 取水施設及び導水施設の維持管理に関する事項 3 浄水施設の運転及び維持管理に関する事項	
	水質係	1 原水、浄水、配給水等の水質検査に関する事項 2 水処理技術の調査及び研究に関する事項	

改める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年3月31日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

◎金沢市公営企業管理規程第7号

金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

金沢市企業局職員の給与に関する規程（昭和52年公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第9号ア中「第31条第1項」を「第25条第1項及び第65条第1項」に改める。

別表第1中

課長 ガス保安対策室長	3種	を
担当課長 所長 検査員室長 担当室長	4種	

課長 料金センター所長 ガス・水道修繕センター所長 ガス保安対策室長	3種	に
担当課長 発電管理センター所長 検査員室長 担当室長	4種	

改める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年3月31日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

●金沢市公営企業管理規程第8号

金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程

金沢市企業局会計規程（昭和55年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

	建設改良積立金	を
	建設改良積立金 老朽管更新対策積立金	に

改める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

金沢市ガス供給に関する規程及び金沢市液化石油ガス供給に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年3月31日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

●金沢市公営企業管理規程第9号

金沢市ガス供給に関する規程及び金沢市液化石油ガス供給に関する規程の一部を改正する規程

（金沢市ガス供給に関する規程の一部改正）

第1条 金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（一般ガス小売事業の小売供給を行う地域及び一般ガス導管事業の供給区域）」に改め、同条中「中部経済産業局長の許可を受けた」を削る。

第8条第5項中「解約の期日を使用者に通知する」を「解約する日の5日前までに使用者に予告する」に改める。

第11条中「つど中部経済産業局長の認可を受けて、」を「都度管理者が」に改める。

第12条第1項中「第9条第2項」を「条例第9条第2項」に改める。

第27条第1項を次のように改める。

条例第24条の規定によりガスを供給することができる場合は、別表第4の左欄に掲げる契約の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める適用条件を満たす場合とする。

第27条第2項中「に規定する供給条件」を「の規定によりガスを供給する場合における同条に規定する一般供給条件と異なる供給条件（以下「選択供給条件」という。）」に、「うえ」を「上」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 第2項の規定により契約を締結した場合においては、本市は、次に定める額を当該契約を締結した使用者から料金として徴収する。

(1) 支払義務発生の日の翌日から20日以内（以下「早収期間」という。）に支払うとき（支払義務発生の日の翌日から20日目が休日の場合は、その直後の休日でない日までに支払うときに限る。）は、早収料金（第17条の

規定により通知した使用量に基づき、別表第4の左欄に掲げる契約の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める適用料金表を適用して算定したものをいう。以下同じ。)に消費税等相当額を加えた額

(2) 早収期間経過後に支払うときは、早収料金を3パーセント割増ししたものを(以下「遅収料金」という。)に消費税等相当額を加えた額

第27条第6項中「別表第4に規定する」を「別表第4の中欄に定める」に、「に違反した」を「若しくは管理者が別に定める供給条件を満たさなくなった」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項の次に次の2項を加える。

6 前項に規定する早収料金及び遅収料金を算定する場合において、1円未満の端数があるときは、それぞれの端数金額を切り捨てる。

7 料金の算定は、前2項に定めるもののほか、条例第20条の2(同条第1項、第2項及び第5項第5号を除く。)から第20条の4までの規定の例による。この場合において、条例第20条の3第1項中「別表第2の料金表」とあるのは、「別表第4の左欄に掲げる契約の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める適用料金表」と読み替えて適用するものとする。

第27条に次の1項を加える。

9 前各項に定めるもののほか、選択供給条件について必要な事項は、管理者が別に定める。

第29条を第31条とする。

第28条第1項を削り、同条第2項中「第26条第3項」を「第26条第2項」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「つど」を「都度」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第29条とし、同条の次に次の1条を加える。

(最終保障供給条件)

第30条 条例第27条の規定によりガスを供給する場合における同条に規定する一般供給条件と異なる供給条件は、管理者が別に定める。

第27条の次に次の1条を加える。

(特別供給条件)

第28条 条例第25条の規定によりガスを供給する場合における同条に規定する一般供給条件と異なる供給条件は、管理者が別に定める。

別表第1中「供給区域」を「一般ガス小売事業の小売供給を行う地域及び一般ガス導管事業の供給区域」に改める。

別表第4を次のように改める。

別表第4(第27条関係)

選択供給条件によりガスを供給する契約の区分、適用条件及び適用料金表

契約の区分	適用条件	適用料金表
1 小型空調契約	小型空調機器を使用し、当該ガスの使用量を算定する専用のガスメーターを設置すること。	別表第5
2 空調夏期契約	エネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機を使用し、当該ガスの使用量を算定する専用のガスメーターを設置すること。	別表第6
3 空調用A契約	(1) 空調用熱源機のエネルギー源としてのガスの使用量を算定する専用のガスメーターを設置すること。 (2) 設置する空調用熱源機の使用予定に基づいて、契約使用可能量及び契約月別使用量を定めることができる需要であること。 (3) 契約年間使用量が、契約使用可能量の600倍以上であること。 (4) 契約年間引取量が、契約年間使用量の70パーセント以上であること。 (5) 契約年間負荷率が、75パーセント以上であること。 (6) 不測の需給ひっ迫等の緊急時において管理者が必要と認めた場合、一般の需要に先立って緊急調整(供給の制限又は中止をいう。以下同じ。)に応じられる需要であること。	別表第7
4 空調用B契約	(1) 空調用熱源機のエネルギー源としてのガスの使用量を算定する専用のガスメーターを設置すること。 (2) 設置する空調用熱源機の使用予定に基づいて、契約最大使用量及び契	別表第8

	<p>約月別使用量を定めることができる需要であること。</p> <p>(3) 契約年間使用量が、契約最大使用量の600倍以上であること。</p> <p>(4) 契約年間引取量が、契約年間使用量の70パーセント以上であること。</p> <p>(5) 契約年間負荷率が、75パーセント以上であること。</p> <p>(6) 使用者の用地境界線における供給圧力が、中圧（ガスによる圧力であって、0.1メガパスカル以上1メガパスカル未満の圧力をいう。）であること。</p> <p>(7) 不測の需給ひっ迫等の緊急時において管理者が必要と認めた場合、一般の需要に先立って緊急調整に応じられる需要であること。</p>	
5 時間帯別A契約	<p>(1) 定時使用量が、1日の使用量の20パーセント以下であること。</p> <p>(2) 契約年間負荷率が、75パーセント以上であること。</p> <p>(3) 不測の需給ひっ迫等の緊急時において管理者が必要と認めた場合、一般の需要に先立って緊急調整に応じられる需要であること。</p>	別表第9
6 時間帯別B契約	<p>(1) 契約最大使用量が6立方メートル以上であること。</p> <p>(2) 契約年間使用量が、契約最大使用量の600倍以上であること。</p> <p>(3) 契約月平均使用量が300立方メートル以上であること。</p> <p>(4) 契約年間引取量が、契約年間使用量の70パーセント以上であること。</p> <p>(5) 契約年間負荷率が、75パーセント以上であること。</p> <p>(6) 不測の需給ひっ迫等の緊急時において管理者が必要と認めた場合、一般の需要に先立って緊急調整に応じられる需要であること。</p>	別表第10
7 家庭用ガス温水暖房契約	<p>ガス温水暖房システムを使用し、次のいずれかの条件に適合すること。</p> <p>(1) 専用住宅に設置し、その同一需要場所におけるガスの使用量を1個のガスメーターで算定すること。</p> <p>(2) 併用住宅の居住部分に設置し、その居住部分におけるガスの使用量を1個のガスメーターで算定すること。</p> <p>(3) 併用住宅の業務部分に設置し、その業務部分におけるガス温水暖房システムのガスの使用量を併用住宅の居住部分のガスメーターにより算定すること。</p>	別表第11
8 家庭用食器洗い乾燥機ガス給湯接続契約	<p>食器洗い乾燥機にガス給湯器（10号以上のものに限る。）を接続してその温水を使用し、次のいずれかの条件に適合すること。</p> <p>(1) 専用住宅に設置し、その同一需要場所におけるガスの使用量を1個のガスメーターで算定すること。</p> <p>(2) 併用住宅の居住部分に設置し、その居住部分におけるガスの使用量を1個のガスメーターで算定すること。</p>	別表第12
9 消融雪契約	<p>(1) 消融雪専用熱源機を使用し、当該ガスの使用量を算定する専用のガスメーターを設置すること。</p> <p>(2) 不測の需給ひっ迫等の緊急時において管理者が必要と認めた場合、一般の需要に先立って緊急調整に応じられる需要であること。</p>	別表第13
10 家庭用コージェネレーションシステム契約	<p>家庭用の熱電同時供給システムを使用し、次のいずれかの条件に適合すること。</p> <p>(1) 専用住宅に設置し、その同一需要場所におけるガスの使用量を1個のガスメーターで算定すること。</p> <p>(2) 併用住宅に設置し、その同一需要場所におけるガスの使用量を1個のガスメーター（10立方メートル毎時以下の能力のものに限る。）で算定すること。</p> <p>(3) 併用住宅の居住部分に設置し、その居住部分におけるガスの使用量を1個のガスメーターで算定すること。</p>	別表第14

11 家庭用高効率給湯器契約	高効率給湯器（60号以下のものに限る。）を使用し、次のいずれかの条件に適合すること。 (1) 専用住宅に設置し、その同一需要場所におけるガスの使用量を1個のガスメーターで算定すること。 (2) 併用住宅の居住部分に設置し、その居住部分におけるガスの使用量を1個のガスメーターで算定すること。	別表第15
12 家庭用暖房契約	暖房機器を専用住宅又は併用住宅で使用し、その同一需要場所において設置するガスメーターの能力（ガスメーターを2個以上設置している場合は、それぞれのガスメーターの能力）が10立方メートル毎時以下であること。	別表第16

備考

- 1 この表において「小型空調機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機のうちガスエンジンヒートポンプ方式の機器及び冷凍能力105.5キロワット以下のガス吸収式の機器をいう。
- 2 この表、別表第6、別表第7及び別表第9において「契約使用可能量」とは、契約で定める消費機器の全定格入力（単位キロワット時）に3.6を乗じて得た値を標準熱量で除して得たガスの使用量（その量が1立方メートル以上の場合にあっては1立方メートル未満の端数を切り捨てたものとし、1立方メートル未満の場合にあっては1立方メートルとする。）をいう。
- 3 この表及び別表第10において「契約月別使用量」とは、契約開始月から終了月までの契約で定める月別使用予定量をいう。
- 4 この表において「契約年間使用量」とは、1年間における契約月別使用量の合計量をいう。
- 5 この表において「契約年間引取量」とは、契約で定める使用者が1年間において引き取らなければならない使用量をいう。
- 6 この表において「契約年間負荷率」とは、契約月平均使用量を契約最大需要期平均使用量で除した値に100を乗じて得たものをいい、単位はパーセントとする。
- 7 この表において「契約最大需要期平均使用量」とは、最大需要期（12月（11月の検針日の翌日から12月の検針日までの期間をいう。以下同じ。）、1月（12月の検針日の翌日から1月の検針日までの期間をいう。以下同じ。）、2月（1月の検針日の翌日から2月の検針日までの期間をいう。）及び3月（2月の検針日の翌日から3月の検針日までの期間をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）における契約月別使用量の合計量を4で除した量をいう。
- 8 この表において「定時使用量」とは、最大需要期における毎日の午後6時から午後9時までの使用量をいう。
- 9 この表、別表第8、別表第10及び別表第13において「契約最大使用量」とは、契約で定める1時間当たりの最大の使用量をいう。
- 10 この表において「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除した量をいう。
- 11 この表及び別表第11において「ガス温水暖房システム」とは、エネルギー源としてガスを使用し、放熱器を接続する機能を有する熱源機により温水を供給して、暖房又は乾燥を行うシステムをいう。
- 12 この表において「専用住宅」とは、居住の目的のために建てられた住宅で、店舗、作業場、事務所その他の業務に使用するために設備された部分がないものをいう。
- 13 この表において「併用住宅」とは、店舗、作業場、事務所その他の業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいう。
- 14 この表において「食器洗い乾燥機」とは、食器を入れ、専用洗剤を使用し、給湯接続により、自動的に食器の洗浄・乾燥を行う機器をいう。
- 15 この表において「消融雪専用熱源機」とは、エネルギー源としてガスを使用する消費機器のうち、消融雪用に専ら利用する温水又は温風の熱源となる機器をいう。
- 16 この表において「熱電同時供給システム」とは、エネルギー源としてガスを使用するガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等（定格発電出力が700ワット以上5キロワット以下のものに限る。）により電力を発生させるとともに、その際に発生する排熱を利用するシステムをいう。

17 この表、別表第11、別表第12及び別表第15において「高効率給湯器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、潜熱（ガスの燃焼により生じる水蒸気に含まれる熱エネルギーをいう。）を回収するための熱交換器を備え、給湯熱効率が90パーセント以上である給湯器をいう。

18 この表、別表第11、別表第12及び別表第15において「暖房機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、暖房を行う機能を有する燃焼機器又はガス温水暖房システムをいう。

別表第4の次に次の12表を加える。

別表第5（第27条関係）

小型空調契約適用料金表

適用区分	基本料金 (ガスメーター1個 当たり1箇月につき)	基準単位数料金 (1立方メートルにつき)	
		冬 期	冬期以外
48立方メートルまでの場合	450円	201.65円	163.90円
48立方メートルを超え331立方メートルまでの場合	1,400円	181.86円	144.11円
331立方メートルを超える場合	9,000円	158.90円	121.15円

備考

- 1 早収料金は、基本料金と従量料金の合計とし、従量料金は、基準単位数料金に使用量を乗じて算定する。ただし、第27条第7項の規定によりその例によることとされる条例第20条の3の規定により調整単位数料金を算定した場合は、その調整単位数料金に使用量を乗じて算定する。
- 2 この表から別表第8まで、別表第11、別表第12、別表第14及び別表第16において「冬期」とは、12月から3月までの期間をいう。

別表第6（第27条関係）

空調夏期契約適用料金表

契約の種別	定額基本料金 (ガスメーター1個 当たり1箇月につき)	流量基本料金単価 (1立方メートルにつき)	基準単位数料金 (1立方メートルにつき)
第1種	60,000円	1,300円	90.01円
第2種	50,000円	1,300円	91.01円
第3種	1,000円	1,300円	116.54円

備考

- 1 冬期以外の期間に属する場合にあってはこの料金表を、冬期に属する場合にあっては条例別表第2に定める料金表を適用する。
- 2 早収料金は、基本料金と従量料金の合計とし、従量料金は、基準単位数料金に使用量を乗じて算定する。ただし、第27条第7項の規定によりその例によることとされる条例第20条の3の規定により調整単位数料金を算定した場合は、その調整単位数料金に使用量を乗じて算定する。
- 3 基本料金は、この表の契約の種別の欄に掲げる区分に応じ、同表の定額基本料金の欄に定める額に、契約使用可能量に同表の流量基本料金単価の欄に定める額を乗じて得た額を加算して算定する。

別表第7（第27条関係）

空調用A契約適用料金表

契約の種別	定額基本料金 (ガスメーター1個 当たり1箇月につき)	流量基本料金単価 (1立方メートルにつき)		基準単位数料金 (1立方メートル につき)
		冬 期	冬期以外	
第1種	60,000円	5,300円	2,000円	90.01円
第2種	50,000円	5,300円	2,000円	91.01円
第3種	1,000円	5,300円	2,000円	116.54円

備考

- 1 早収料金は、基本料金と従量料金の合計とし、従量料金は、基準単位料金に使用量を乗じて算定する。ただし、第27条第7項の規定によりその例によることとされる条例第20条の3の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定する。
- 2 基本料金は、この表の契約の種別の欄に掲げる区分に応じ、同表の定額基本料金の欄に定める額に、契約使用可能量に同表の流量基本料金単価の欄に定める額を乗じて得た額を加算して算定する。

別表第8 (第27条関係)

空調用B契約適用料金表

定 額 基 本 料 金 (ガスメーター1個 当たり1箇月につき)	流 量 基 本 料 金 単 価 (1立方メートルにつき)		基 準 単 位 料 金 (1立方メートルにつき)
	冬 期	冬 期 以 外	
60,000円	5,300円	1,850円	90.01円

備考

- 1 早収料金は、基本料金と従量料金の合計とし、従量料金は、基準単位料金に使用量を乗じて算定する。ただし、第27条第7項の規定によりその例によることとされる条例第20条の3の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定する。
- 2 基本料金は、この表の定額基本料金の欄に定める額に、契約最大使用量に同表の流量基本料金単価の欄に定める額を乗じて得た額を加算して算定する。

別表第9 (第27条関係)

時間帯別A契約適用料金表

定 額 基 本 料 金 (ガスメーター1個 当たり1箇月につき)	流 量 基 本 料 金 単 価 (1立方メートルにつき)	基 準 単 位 料 金 (1立方メートルにつき)
1,000円	1,600円	113.05円

備考

- 1 早収料金は、基本料金と従量料金の合計とし、従量料金は、基準単位料金に使用量を乗じて算定する。ただし、第27条第7項の規定によりその例によることとされる条例第20条の3の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定する。
- 2 基本料金は、この表の定額基本料金の欄に定める額に、契約使用可能量に同表の流量基本料金単価の欄に定める額を乗じて得た額を加算して算定する。

別表第10 (第27条関係)

時間帯別B契約適用料金表

契約の 種 別	定額基本料金 (ガスメーター 1個当たり 1箇月につき)	流量基本料金単価 (1立方メートル につき)	昼間基本料金単価 (1立方メートル につき)	夜間基本料金単価 (1立方メートル につき)	基準単位料金 (1立方メートル につき)
第1種	50,000円	1,230円	22.5円	9.5円	107.06円
第2種	13,000円	1,230円	22.5円	9.5円	112.35円
第3種	1,000円	1,230円	22.5円	9.5円	118.93円

備考

- 1 早収料金は、基本料金と従量料金の合計とし、従量料金は、基準単位料金に使用量を乗じて算定する。ただし、第27条第7項の規定によりその例によることとされる条例第20条の3の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定する。
- 2 基本料金は、この表の契約の種別の欄に掲げる区分に応じ、同表の定額基本料金の欄に定める額に、契約最大使用量に同表の流量基本料金単価の欄に定める額を乗じて得た額、契約昼間使用量に同表の昼間基本料金単価の欄に定める額を乗じて得た額及び契約夜間使用量に同表の夜間基本料金単価の欄に定める額を乗じて

て得た額を加算して算定する。

- 3 この表において「契約昼間使用量」とは、最大需要期における1箇月当たりのガスの使用量が最も多い月の昼間のガスの使用量として契約で定める量をいう。
- 4 この表において「契約夜間使用量」とは、最大需要月の契約月別使用量から契約昼間使用量を差し引いたガスの使用量をいう。
- 5 この表において「昼間」とは、午前7時から午後10時までをいう。
- 6 この表において「夜間」とは、昼間以外の時間帯をいう。
- 7 この表において「最大需要月」とは、最大需要期において契約月別使用量が最も多い月をいう。

別表第11 (第27条関係)

家庭用ガス温水暖房契約適用料金表

基 本 料 金 (ガスメーター1個当たり1箇月につき)		基 準 単 位 料 金 (1立方メートルにつき)
冬 期	冬 期 以 外	
5,000円	3,000円	142.99円

備考

- 1 早取料金は、基本料金と従量料金の合計とし、従量料金は、基準単位料金に使用量を乗じて算定する。ただし、第27条第7項の規定によりその例によることとされる条例第20条の3の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定する。
- 2 高効率給湯器、ガスコンロ（エネルギー源としてガスを使用する炊事用具を直火で加熱することを目的とする調理用の機器であって、同時に複数の炊事用具を並行して加熱することができるものをいう。以下この表、次表及び別表第15において同じ。）又は暖房機器（ガス温水暖房システムを除く。以下この表において同じ。）を使用する使用者が、次の各号に該当する場合は、早取料金から1箇月につき当該各号に定める割引額（その額が2,000円を超えるときは、2,000円）を差し引いたものを早取料金とする。ただし、当該料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合については、割引額は0円とする。
 - (1) 同一需要場所で高効率給湯器、ガスコンロ及び暖房機器の全てを使用している者 早取料金の5パーセントに相当する額（1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てる。）
 - (2) 同一需要場所で高効率給湯器を使用し、かつ、ガスコンロ又は暖房機器を使用している者 早取料金の4パーセントに相当する額（1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てる。）
 - (3) 同一需要場所で高効率給湯器を使用している者 早取料金の3パーセントに相当する額（1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てる。）
- 3 前項各号の規定による料金の割引の適用を受けようとする使用者は、管理者にその旨を申し込み、管理者の承諾を受けなければならない。

別表第12 (第27条関係)

家庭用食器洗い乾燥機ガス給湯接続契約適用料金表

適 用 区 分	基 本 料 金 (ガスメーター1個当たり1箇月につき)		基 準 単 位 料 金 (1立方メートルにつき)	
	冬 期	冬 期 以 外	冬 期	冬 期 以 外
10立方メートルまでの場合	620円	620円	247.96円	247.96円
10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合	640円	640円	245.96円	245.96円
20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合	2,030円	2,370円	176.62円	159.67円
60立方メートルを超える場合	3,400円	2,370円	153.79円	159.67円

備考

- 1 早取料金は、基本料金と従量料金の合計とし、従量料金は、基準単位料金に使用量を乗じて算定する。ただし、第27条第7項の規定によりその例によることとされる条例第20条の3の規定により調整単位料金を算

定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定する。

- 2 高効率給湯器、ガスコンロ又は暖房機器を使用する使用者が、次の各号に該当する場合は、早収料金から1箇月につき当該各号に定める割引額（その額が2,000円を超えときは、2,000円）を差し引いたものを早収料金とする。ただし、当該料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合については、割引額は0円とする。
- (1) 同一需要場所で高効率給湯器、ガスコンロ及び暖房機器の全てを使用している者 早収料金の5パーセントに相当する額（1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てる。）
 - (2) 同一需要場所で高効率給湯器を使用し、かつ、ガスコンロ又は暖房機器を使用している者 早収料金の4パーセントに相当する額（1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てる。）
 - (3) 同一需要場所で高効率給湯器を使用している者 早収料金の3パーセントに相当する額（1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てる。）
- 3 前項各号の規定による料金の割引の適用を受けようとする使用者は、管理者にその旨を申し込み、管理者の承諾を受けなければならない。

別表第13（第27条関係）

消融雪契約適用料金表

適用区分	定額基本料金 (ガスメーター1個 当たり1箇月につき)	流量基本料金単価 (1立方メートルにつき)	基準単位料金 (1立方メートルにつき)
1,000立方メートルまでの場合	1,000円	1,330円	172.28円
1,000立方メートルを超え 4,000立方メートルまでの場合	18,500円	1,330円	154.78円
4,000立方メートルを超える場合	30,900円	1,330円	151.68円

備考

- 1 1月から4月（3月の検針日の翌日から4月の検針日までの期間をいう。以下この表において同じ。）までの期間に属する場合にあってはこの料金表を、1月から4月までの期間以外の期間に属する場合にあっては条例別表第2に定める料金表を適用する。
- 2 早収料金は、基本料金と従量料金の合計とし、従量料金は、基準単位料金に使用量を乗じて算定する。ただし、第27条第7項の規定によりその例によることとされる条例第20条の3の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定する。
- 3 基本料金は、この表の適用区分の欄に掲げる区分に応じ、同表の定額基本料金の欄に定める額に、契約最大使用量に同表の流量基本料金単価の欄に定める額を乗じて得た額を加算して算定する。

別表第14（第27条関係）

家庭用コージェネレーションシステム契約適用料金表

適用区分	基本料金 (ガスメーター1個当たり1箇月につき)		基準単位料金 (1立方メートルにつき)	
	冬 期	冬期以外	冬 期	冬期以外
15立方メートルまでの場合	620円	620円	247.96円	247.96円
15立方メートルを超え25立方 メートルまでの場合	620円	2,830円	247.96円	101.00円
25立方メートルを超える場合	4,000円	2,830円	113.10円	101.00円

備考 早収料金は、基本料金と従量料金の合計とし、従量料金は、基準単位料金に使用量を乗じて算定する。ただし、第27条第7項の規定によりその例によることとされる条例第20条の3の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定する。

別表第15 (第27条関係)

家庭用高効率給湯器契約適用料金表

適用区分	定額基本料金 (ガスメーター1個当たり1箇月につき)	基準単位数料金 (1立方メートルにつき)
10立方メートルまでの場合	620円	247.96円
10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合	640円	245.96円
20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合	890円	233.46円
60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合	1,000円	231.63円
130立方メートルを超える場合	1,650円	226.63円

備考

- 1 早収料金は、基本料金と従量料金の合計とし、従量料金は、基準単位数料金に使用量を乗じて算定する。ただし、第27条第7項の規定によりその例によることとされる条例第20条の3の規定により調整単位数料金を算定した場合は、その調整単位数料金に使用量を乗じて算定する。
- 2 高効率給湯器、ガスコンロ又は暖房機器を使用する使用者が、次の各号に該当する場合は、早収料金から1箇月につき当該各号に定める割引額（その額が2,000円を超えるときは、2,000円）を差し引いたものを早収料金とする。ただし、当該料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合については、割引額は0円とする。
 - (1) 同一需要場所で高効率給湯器、ガスコンロ及び暖房機器の全てを使用している者 早収料金の5パーセントに相当する額（1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てる。）
 - (2) 同一需要場所で高効率給湯器を使用し、かつ、ガスコンロ又は暖房機器を使用している者 早収料金の4パーセントに相当する額（1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てる。）
 - (3) 同一需要場所で高効率給湯器を使用している者 早収料金の3パーセントに相当する額（1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てる。）
- 3 前項第1号及び第2号の規定による料金の割引の適用を受けようとする使用者は、管理者にその旨を申し込み、管理者の承諾を受けなければならない。

別表第16 (第27条関係)

家庭用暖房契約適用料金表

適用区分	基本料金1 (ガスメーター 1個当たり 1箇月につき)	基本料金2 (ガスメーター 1個当たり 1箇月につき)	通常使用量の 基準単位数料金 (1立方メートル につき)	暖房使用量の 基準単位数料金 (1立方メートル につき)
10立方メートルまでの場合	620円	300円	247.96円	156.65円
10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合	640円	300円	245.96円	156.65円
20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合	890円	300円	233.46円	156.65円
60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合	1,000円	300円	231.63円	156.65円
130立方メートルを超える場合	1,650円	300円	226.63円	156.65円

備考

- 1 冬期に属する場合にあってはこの料金表を、冬期以外の期間に属する場合にあっては条例別表第2に定める料金表を適用する。
- 2 早取料金は、基本料金1及び基本料金2に、通常使用量の基準単位料金に通常使用量を乗じて得た額及び暖房使用量の基準単位料金に暖房使用量を乗じて得た額を加算して算定する。ただし、第27条第7項の規定によりその例によることとされる条例第20条の3の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定する。
- 3 この表において「通常使用量」とは冬期に検針される各月の使用量のうち平均使用量までの使用量をいい、「暖房使用量」とは冬期に検針される各月の使用量のうち平均使用量を超える使用量をいう。
- 4 この表において「平均使用量」とは、直近の冬期以外の期間に検針される各月の使用量の合計を8で除し、小数点以下を切り捨てたものをいう。

(金沢市液化石油ガス供給に関する規程の一部改正)

第2条 金沢市液化石油ガス供給に関する規程(昭和63年公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「中部経済産業局長の許可を受けた」を削る。

第8条第5項中「解約の期日を使用者に通知する」を「解約する日の5日前までに使用者に予告する」に改める。

第11条第5項中「前項の」及び「同項の」を削り、同項を同条第6項とし、同条第4項中「前2項」を「前3項」に、「うえ」を「上」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 管理者は、使用者からの申込みによりその既設の内管を保安上の理由により取り替える工事については、債権保全上必要があると認める場合その他の特段の事情がある場合を除いて、使用者の申出により、その工事費の全部又は一部を工事完了後に納めさせることができる。

第27条を第28条とする。

第26条中第1項を削り、第2項を第1項とし、同条第3項中「つど」を「都度」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第27条とする。

第25条の次に次の1項を加える。

(特別供給条件)

第26条 条例第25条の規定によりガスを供給する場合における同条に規定する一般供給条件と異なる供給条件は、管理者が別に定める。

別表第1中「区分」を「供給地点群の名称」に改める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

金沢市ガス警報器貸付規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年3月31日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

●金沢市公営企業管理規程第10号

金沢市ガス警報器貸付規程の一部を改正する規程

金沢市ガス警報器貸付規程(昭和59年公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「金沢市が供給する」を「本市が行う」に、「第2条第1項」を「第2条第2項」に、「一般ガス事業」を「ガス小売事業」に改め、「(以下「一般ガス」という。)及び同条第3項に規定する簡易ガス事業のガス(以下「簡易ガス」という。)」を削る。

第8条第1項第2号中「一般ガス又は簡易ガス」を「ガス」に改める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

金沢市ガス工作物保安規程及び金沢市簡易ガス工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年3月31日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

●金沢市公営企業管理規程第11号

金沢市ガス工作物保安規程及び金沢市簡易ガス工作物保安規程の一部を改正する規程
(金沢市ガス工作物保安規程の一部改正)

第1条 金沢市ガス工作物保安規程(昭和47年公営企業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第30条第1項(法第37条の10において準用する場合を含む。)」を「第24条第1項及び第64条第1項に、「一般ガス事業及び大口ガス事業」を「一般ガス小売事業(法第2条第2項に規定するガス小売事業(同条第1項に規定する特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する事業を除く。))をいう。次条第1項において同じ。)及び一般ガス導管事業(法第2条第5項に規定する一般ガス導管事業をいう。次条第1項において同じ。))」に改める。

第2条第1項中「一般ガス事業及び大口ガス事業」を「一般ガス小売事業及び一般ガス導管事業」に改め、同条第3項中「者(以下)」を「者(第32条の2及び第32条の5第3項第2号において)」に改める。

第5条第1項中「第31条第1項」を「第25条第1項及び第65条第1項」に改める。

第6条第1項第6号中「第36条の2の2第1項」を「第33条第1項及び第69条第1項」に、「以下」を「第11条第4項及び第34条第1号において)」に改める。

第10条の2第2項第3号中「ガス漏えい及び導管事故等処理要領」を「ガス漏えい及びガス事故等処理要領」に改める。

第11条第4項中「第36条の2の2第1項」を「第33条第1項及び第69条第1項」に、「認定を」を「登録を」に、「以下」「認定ガス工作物検査機関」を「第34条第1号において」「登録ガス工作物検査機関」に改める。

第32条の5第1項中「ガス漏えい及び導管事故等処理要領」を「ガス漏えい及びガス事故等処理要領」に改める。

第32条の8中「社団法人日本ガス協会」を「一般社団法人日本ガス協会」に改める。

第33条第3項中「ガス漏えい及び導管事故等処理要領」を「ガス漏えい及びガス事故等処理要領」に改める。

第34条第1号中「認定ガス工作物検査機関」を「登録ガス工作物検査機関」に改める。

別表第3第1項の表(注2)中「保有能力」を「貯蔵能力」に改める。

(金沢市簡易ガス工作物保安規程の一部改正)

第2条 金沢市簡易ガス工作物保安規程(昭和50年公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第37条の7第3項において準用する法第30条第1項」を「第24条第1項」に、「簡易ガス事業」を「簡易ガス小売事業(法第2条第2項に規定するガス小売事業(同条第1項に規定する特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する事業に限る。))をいう。次条第1項において同じ。))」に改める。

第2条第1項中「簡易ガス事業」を「簡易ガス小売事業」に改め、同条第2項中「者(以下)」を「者(第28条の3及び第28条の6第3項第2号において)」に改める。

第4条中「第37条の7第1項において準用する法第31条第1項」を「第25条第1項」に改める。

第5条第1項第6号中「第37条の7第2項において準用する法第36条の2の2第1項」を「第33条第1項」に、「以下」を「第9条第4項及び第31条第1号において)」に改める。

第8条の2第2項第3号中「ガス漏えい及び導管事故等処理要領」を「ガス漏えい及びガス事故等処理要領」に改める。

第9条第4項中「第37条の7第2項において準用する法第36条の2の2第1項」を「第33条第1項」に、「以下」を「第31条第1号において)」に改める。

第28条の6第1項中「ガス漏えい及び導管事故等処理要領」を「ガス漏えい及びガス事故等処理要領」に改める。

第28条の8中「社団法人日本簡易ガス協会」を「一般社団法人日本コミュニティーガス協会」に、「当該日本簡易ガス協会」を「当該日本コミュニティーガス協会」に改める。

第29条第3項中「ガス漏えい及び導管事故等処理要領」を「ガス漏えい及びガス事故等処理要領」に改める。

第31条第1号中「認定ガス工作物検査機関」を「登録ガス工作物検査機関」に改める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

金沢市ガス工事人の承認等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年3月31日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

金沢市ガス工事人の承認等に関する規程の一部を改正する規程

金沢市ガス工事人の承認等に関する規程（昭和57年公営企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「以下」を「第9号及び次条第2項第2号において」に改め、同条第6号中「以下」を「第13号並びに次条第2項第4号及び第5号において」に改め、同条第10号中「社団法人日本ガス協会」を「一般社団法人日本ガス協会」に改め、「以下」の次に「この条及び第14条第2項第2号において」を加える。

第4条中「前条第1項の」の次に「規定による」を加え、同条第1号中「供給区域及び」を「一般ガス小売事業の小売供給を行う地域及び一般ガス導管事業の供給区域並びに」に、「第3条に規定する供給地点群」を「第3条第1項各号に掲げる供給地点群」に改め、同条第5号イ中「以下」を「第15条第1項において」に改める。

第15条第1項第1号中「第32条」を「第26条」に改め、同項第2号中「第2条第2項」を「第2条第6項」に、「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）による改正前のガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第2項に規定する一般ガス事業者においてガス工事に係る設計又は監督の業務に従事した期間を有する者に係るガス責任技術者試験の免除については、電気事業法等の一部を改正する等の法律による改正後のガス事業法第2条第6項に規定する一般ガス導管事業者においてガス工事に係る設計又は監督の業務に従事した期間とみなす。

公 営 企 業 訓 令 甲

●金沢市公営企業訓令甲第1号

企 業 局

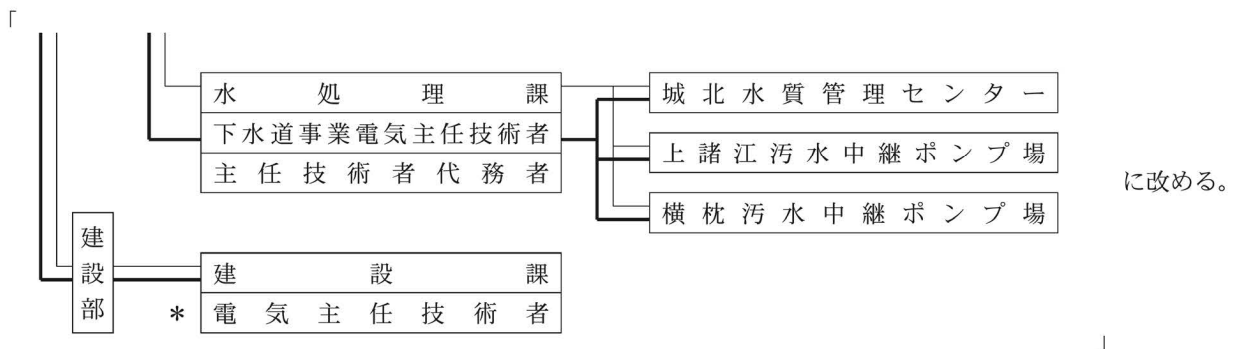
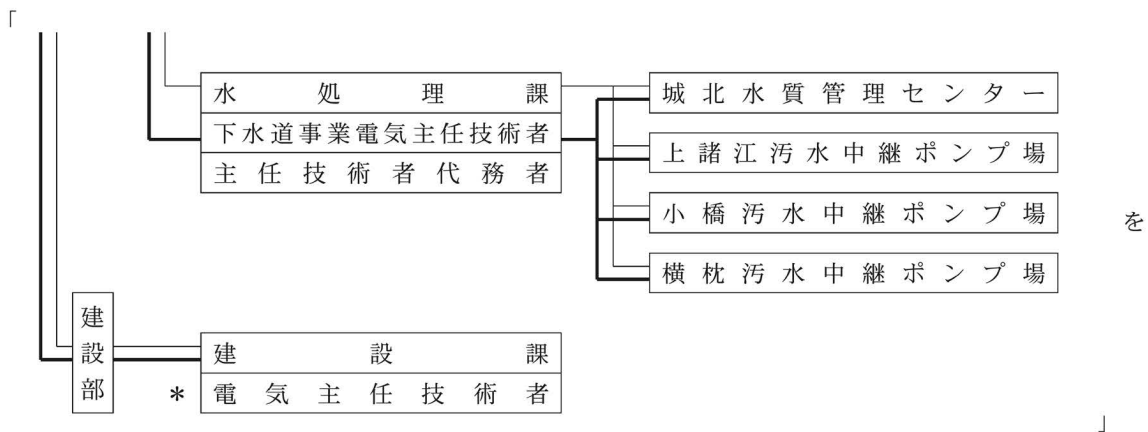
金沢市企業局自家用電気工作物保安規程（平成13年公営企業訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

第8条中第8号を削り、第9号を第8号とする。

別表第1中



公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第12号

金沢市ガス供給条例及び金沢市ガス供給に関する規程の実施に関する要綱及び金沢市液化石油ガス供給条例及び金沢市液化石油ガス供給に関する規程の実施に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月31日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

金沢市ガス供給条例及び金沢市ガス供給に関する規程の実施に関する要綱及び金沢市液化石油ガス供給条例及び金沢市液化石油ガス供給に関する規程の実施に関する要綱の一部を改正する要綱

(金沢市ガス供給条例及び金沢市ガス供給に関する規程の実施に関する要綱の一部改正)

第1条 金沢市ガス供給条例及び金沢市ガス供給に関する規程の実施に関する要綱(昭和60年公営企業告示第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第27条」を「第28条」に、「第29条」を「第31条」に改める。

第14条の表中

40		を
50		」
40		に
50		」
75		」

改める。

(金沢市液化石油ガス供給条例及び金沢市液化石油ガス供給に関する規程の実施に関する要綱の一部改正)

第2条 金沢市液化石油ガス供給条例及び金沢市液化石油ガス供給に関する規程の実施に関する要綱(昭和63年公営企業告示第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第27条の」を「第28条の」に改める。

第15条第1項中「それぞれ」を削り、同条第4項中「第11条第5項」を「第11条第6項」に改める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年(2017年)3月31日 印刷	発行人	金 沢 市
平成29年(2017年)3月31日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	(株) 共 栄
石川県金沢市玉鉾4丁目166番地		